ユニバーサル就労センター 虐待防止委員会設置要領

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援 が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのない よう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目 的とする。

(委員会委員の選出)

- 第2条 委員は以下のとおりとする。
 - 1)委員長は、虐待防止対応責任者とする。
 - 2) 委員には、各事業の管理者を加える。
 - 3)委員には、必要ある場合に研修担当者、法人役員、第三者委員を加えることができる。
 - 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会の開催を次のとおりとする。
 - 1)委員会は、年1回以上開催する。
 - 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

- 第4条 委員会は次のとおり実施する。
 - 1) 虐待にあたるまたは虐待につながり得る、職員の言動、職場の風土 及び仕組みについて共有し、アセスメントと改善方法の検討を行う。
 - 2)「障害者虐待防止チェックリスト」結果により、職員や職場の現状の アセスメントと改善方法の検討を行う。
 - 3) 研修担当者と日程の調整を行い、職員向けの虐待防止に係る研修を 年1回以上行うこととする。
 - 4) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条

1)委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止 意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2)委員は、日頃より障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティー)の向上にも努めるものとする。
- 3)委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待 につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは 職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4)委員会は、その他の各委員会等とも連携をとり利用者の虐待の疑いの ある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会等と協議し、協同で会 議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。